

佐賀県リサイクル製品利用推進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、循環資源を利用して製造された物を認定リサイクル製品として認定する制度を設けることにより、循環資源の有効利用及びリサイクル産業の育成を図り、もって県内における廃棄物等の減量化・リサイクルを推進し、資源循環型社会を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「廃棄物等」とは、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第2条第2項に規定する廃棄物等をいう。

2 この要綱において「循環資源」とは、廃棄物等のうち有用な物であつて、原材料として利用することができる物又はその可能性のある物をいう。

3 この要綱において「リサイクル製品」とは、再生資源を利用し、製造加工された物をいう。

(認定等)

第3条 知事はリサイクル製品のうち、廃棄物等の適正処理の推進及び環境負荷の低減に資する物を「佐賀県認定リサイクル製品（以下「認定製品」という。）」として認定するものとする。

2 前項の規定による認定を受けようとする者は、様式第1号により認定の申請をするものとする。

3 知事は、第1項の規定により認定したときは、当該認定の申請者に様式第2号による認定証を交付するとともに、公表するものとする。

(認定委員会)

第4条 前条第1項の規定により知事が認定する場合においては、その適否等について、「佐賀県認定リサイクル製品認定委員会（以下「委員会」という。）」において審査する。

2 委員会の構成、運営等については、別に定める。

(認定基準)

第5条 第3条第1項の規定による認定の対象となる製品は、リサイクル製品のうち、次の各号に掲げる要件に適合するものとする。

(1) 県内に事業所を有する者により、製造加工される製品であること。

(2) 県内の循環資源を利用し、原則として県内で製造加工される製品であること。

(3) その普及が県内における廃棄物等の減量化・リサイクルに寄与すると認められること。

(4) 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている事業場において製造加工

されること。

- (5) 申請時において既に県内で販売されており、又は申請から6ヶ月以内に県内で販売されることが確実であること。
- (6) 別表1に定める佐賀県認定リサイクル製品品質基準に適合していること。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) (7)のアからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

（認定期間）

- 第6条 第3条第1項の規定による認定の有効期間は、知事が認定した日から起算して3年間とする。
- 2 第3条第1項の規定による認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、その更新を希望するときは、前項の期間が満了する前に様式第3号により申請することができる。

（変更の届出等）

- 第7条 認定事業者（前条第2項の規定により認定期間が更新された者を含む。以下同じ。）は、循環資源の性状・供給源の変更、製造方法の変更等、認定基準の適合性に影響を与える可能性がある変更を行うときは、当該変更が生じる日の30日以上前に、様式第4号により知事にその旨を届け出なければならない。
- 2 知事は、必要に応じ、前項の届出の内容が、認定基準の適合性に影響を与えないことが確認されるまで、認定の効力を停止することができる。
 - 3 認定事業者は、既に認定されている製品と製造工程及び原材料の性状、適合する規格、供給源、配合率等が同一の製品について、新たに認定製品として追加を希望するときは、様式第5号により申請することができる。
 - 4 知事は、前項の追加申請があったときは内容を確認し、内容が適正であると認めるときは、新たに製品を追加した第3条第3項の規定による認定証を当該認定事業者に交付するとともに、公表するものとする。
 - 5 第3項の申請による製品の追加の場合、前項の有効期限は、既に認定されている

製品の有効期限までとする。

- 6 認定事業者は、認定製品の製造を終了したとき、又は認定継続を希望しないときは、速やかに第6号様式により知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定製品が第5条に定める要件に適合しなくなったとき。
 - (2) 認定事業者が前条第1項の規定による届出をしなかったとき。
 - (3) 認定事業者が認定製品の輸送費を負担する等、有償物として取引されていない実態があり、かつ、大量の不良在庫が存在し、一定の期間内にその解消の見込みが立たないとき。
 - (4) 認定製品が長期間にわたり生産されていないことが判明したとき、又は偽りその他不正の行為により認定されたと認めるとき。
 - (5) 第11条第1項の報告を行わないとき、又はその報告内容に虚偽があったとき。
- 2 前項の規定による認定の取消しにより損失が生じた場合は、認定事業者がその責めを負うものとする。

(県の責務)

第9条 県は、施設設備の工事を発注し、又は事務用品等を購入する場合において、当該工事で必要とする資材又は当該購入用品等の品目と品質面において同等の認定製品があるときは、当該認定製品の優先的使用に努めるものとする。

- 2 県は、市町に対し、認定製品の優先的使用に配慮するよう要請するものとし、市町は認定製品の優先的使用に努めるものとする。

(認定製品に係る表示)

第10条 認定事業者は、当該製品に、認定製品である旨を表示することができる。

- 2 何人も、この要綱に定める認定製品以外の製品に認定製品と誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

(認定事業者の責務)

第11条 認定事業者は、6月30日までに、前年度の認定製品の製造加工・販売の状況及び第5条各号への適合状況等について、様式第7号により知事に報告しなければならない。

- 2 認定事業者は、前項の規定による報告書類及び関係書類を前項の規定による報告をした日から5年を経過する日まで保存しなければならない。
- 3 認定製品の流通・販売過程において、消費者との間で認定に係る問題が発生した場合は、認定事業者がその処理をするものとする。
- 4 認定事業者は、第1項の報告資料、その他認定製品の安全性等に関する資料を積

極的に公開しなければならない。

(報告等)

第12条 知事は、必要に応じ、認定製品の認定基準への適合状況等について、認定事業者、又は原材料を排出する者若しくは納入する者及び販売の相手方から報告を求め、又は、職員を立ち入らせ、調査させることができる。

(庶務)

第13条 この要綱に関する事務は、県民環境部循環型社会推進課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年12月26日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

この要綱は、平成18年7月20日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年7月16日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

この要綱は、平成23年11月11日から施行する。

この要綱は、平成27年11月17日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年11月15日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年12月11日から施行する。

この要綱は、令和5年2月13日から施行する。

別表 1

佐賀県認定リサイクル製品品質基準

区 分	品 質 基 準 等
安 全 性 に 配 慮 し た も の	<p>次のいずれにも適合していること。</p> <p>① 特別管理（一般・産業）廃棄物を原材料としていないこと。</p> <p>② 環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準（平成 3 年 8 月 23 日環境省告示第 46 号）に適合していること。</p> <p>なお、循環資源の性状、製品の用途等に応じて、上記基準項目の一部若しくは全部の省略又は他の検査項目を適用するものとする。</p> <p>肥料取締法に基づく肥料については、他の検査項目として、『肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件』（昭和 61 年 2 月 22 日農林水産省告示第 284 号）に示された含有を許される有害成分の最大量（％）を適用するものとする。</p> <p>なお、特殊肥料については、汚泥発酵肥料の含有を許される有害成分の最大量（％）を準用するものとする。</p> <p>③ 骨材として使用する溶融スラグのうち、コンクリート用溶融スラグ骨材は、JIS A 5031 : 2016 の「5. 品質」に適合していること。</p> <p>また、道路用溶融スラグは、JIS A 5032 : 2016 の「5. 品質」に適合していること。</p> <p>④ 道路用鉄鋼スラグは、JIS A 5015:2013 の「5. 品質」に適合していること。</p> <p>なお、適合状況の確認は、スラグ製造者において、該当する日本産業規格（JIS）に基づいて実施されていることが、認定申請者において確認されていること。</p>
規 格 等	<p>次のいずれかの規格等に適合していること。</p> <p>① 日本産業規格（JIS）</p> <p>② エコマーク認定基準</p> <p>③ 佐賀県土木工事共通仕様書</p> <p>④ その他当該製品の規格等として適当と認められるもの</p>
配 合 率	品目ごとに別に定める率の循環資源を原材料として使用していること。

佐賀県認定リサイクル製品循環資源配合率

循環資源	製品類型	配合率
紙くず・古紙	衛生用紙（ティッシュペーパー、トイレットペーパー等）	県物品調達方針による
	情報用紙（印刷用紙、フォーム用紙 等）	県物品調達方針による
	事務用品（ノート、ファイル、事務用封筒 等）	県物品調達方針による
	紙製の包装用紙（緩衝材、紙トレー 等）	おおむね90%以上
木くず	木材等を使用したボード	おおむね100%
	廃木材再生品（鉛筆、定規 等）	おおむね100%
	廃木材・間伐材・小径材などを使用した木製品 （屋外用品、運動具、家具、生活・文化用品等 梱包用材、木炭、土壌改良資材、活性炭 等）	おおむね70%以上
廃プラスチック類	プラスチック資材 （プリンター、型枠、衣服、身の回り品、 工業用製品 等）	おおむね50%以上
ガラス及び陶磁器くず	タイル、ブロック、容器など再生材料を使用した製品	おおむね20%以上
金属くず	金属くずを使用した製品	おおむね80%以上
がれき類 無機性汚泥	再生土木資材 （再生路盤材、再生加熱アスファルト混合物 等）	おおむね50%以上
鉄鋼スラグ	鉄鋼スラグ（高炉スラグ、製鋼スラグ）を使用した再生 土木資材（再生路盤材等）	おおむね50%以上
焼却灰 ばいじん	再生材料を使用したタイル・ブロック、地盤改良材、 固化材 等	おおむね計40%以上
溶融スラグ	一般廃棄物及び下水汚泥の溶融スラグを使用した再生土木 資材	おおむね10%以上
動植物性残さ 家畜ふん尿 有機性汚泥	肥料、土壌改良材	おおむね60%以上

注）複数の循環資源を使用する場合の配合率は関係する配合率のうち最も高いものを適用し、
配合率の計算は使用する循環資源の重量割合の合計とする。